19

年

得

凤

寸

曲

土

説

明

会

を

開

催

ま

व

問合せ/税務課町民税担当回991-1833

問合せ/税務課町民税担当1211991-1833、越谷税務署1211965-8111 🦳

関東信越税理士会越谷支部 1 962-6131 ■日時/1月30日(水)、31日(木)、2月1日(金) いずれも 受付 午前9時30分~11時 午後1時~3時

- ■場所/中央公民館 2階 201·202研修室 ■対象/・住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・医療費控除を受ける方
 - ・年末調整がお済みでない方
 - ・年金受給者の方

■必要なもの【共通】

- ①平成19年分の給与所得の源泉徴収票 (コピー不可)
- ②印鑑·筆記用具·計算器具
- ③還付金を受け取る預貯金(申告者名義)の 金融機関名・口座番号のわかるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合 は、住民票の写し

当日は、説明を聞きながら申告書を作成し、提出することができます。混雑が予想されますの で、説明会場には時間にゆとりを持ってお越しください。

◇住宅借入金等特別控除を受ける方 《新築・中古住宅の場合》

上記②、③のほかに

- イ 住民票の写し
- □ 家屋の登記簿謄本事項証明書 (さいたま地方法務局越谷支局発行)
- 八 請負契約書又は売買契約書のコピー
- 二 住宅取得資金に係る借入金の年末 残高等証明書(借入金融機関発行)
- ホ 住宅ローンなどに含まれる敷地など の購入にかかるローンなどについ て、この控除を受ける場合は、その

敷地などの登記事項証明書及びそ の敷地などの売買契約書のコピー ※中古住宅を購入された方につい ては、控除を受けられない場合が あります。詳しくは税務署にお問 合せください。

《増改築などの場合》

上記イ~二のほかに、建築確認済証の 写し、検査済み証のコピー又は建築士 から交付を受けた増改築等工事証明書。

◇年金受給者の方 上記①から④のほかに

- イ 平成19年分の公的年金等の源泉徴 収票(コピー不可)
- □ 国民健康保険税・介護保険料など の支払金額が分かる書類
- 八 生命保険料・旧長期損害保険料・ 地震保険料の控除証明書
- 源泉徴収票の住所が現住所と異な る場合は、住民票の写し

◇年末調整がお済みでない方

上記①から④のほかに

- イ 国民健康保険税・介護保険料など の支払金額が分かる書類
- □ 国民年金保険料控除証明書(社会保 険庁発行)
- 八 生命保険料・旧長期損害保険料・ 地震保険料の控除証明書

◇医療費控除を受ける方

上記①から④のほかに

- イ 平成19年1月1日から12月31日ま でに支払った医療費の領収書(支払 先ごとに集計し、お持ちください)
- ロ イの支払った医療費について、社会 保険や生命保険などから補てんさ れた金額のわかる書類(例:出産育 児一時金や入院給付金など)

所得税の還付申告ができます

- ■日程/1月4日(金)~(土·日、祝日を除く)
- ■場所/越谷税務署

※申告期間中(2/18(月)~3/17(月))は大変混雑が 予想されますので、還付申告の方は、税務署への 早めの申告をお勧めします。

平成19年分所得税・消費税の確定申告書について

平成19年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と 思われる納税者の方に対して、1月28日(月)頃、税務署より送付する予定です。

平成19年からの税源移譲の実施により、町県民税において、「町県民税の住宅ローン控除」及 び「年度間の所得変動に係る経過措置」の2つの経過措置が設けられています。これらの経過措 置の適用を受けるためには、それぞれ町に対する申告が必要となりますので、その申告等につい てご説明します。

1. 町県民税の住宅ローン控除の適用

〈この住宅ローン控除は、平成20年度町県民税が減額されるものであり、平成19年度町県民税を 還付するものではありません〉

対 象 者

税

平成11年から平成18年末までに入居して、所得税の住宅ローン控除の適用を受け ている方(平成19年中の入居の方は対象になりません。)で、税率の変更によって所 得税が減ることにより、従来控除できていた住宅ローン控除額が引ききれなくなる 方が対象となります。したがって、税率の変更によって所得税が減っても、その所 得税額から住宅ローン控除額のすべてが控除できる方は適用になりません。

適用の可否

給与収入のみで住宅ローン控除を含んで年末調整されている方については、源泉徴 収税額の欄が「0」である方が適用の条件(「0」であっても住宅ローン控除額が引 ききれてしまう場合は適用になりません。)となります。確定申告をする方は、申告 時に「申告納税額」の欄が「0」であることが条件となります。

告 申

松伏町では、平成18年分所得税の年末調整・確定申告の実績に基づき、対象者に対 して申告書(住宅借入金等特別税額控除申告書)及び書き方例を送付します。発送 は、1月上旬を予定しています。2月になっても届かない方はご連絡ください。

申告方法

所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票(平成19年分)を添付して松伏町役場税務課へ提出
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出

申告期限

3月17日(月)まで

※期限に遅れた場合でも、特別徴収税額決定通知書または納税通知書が到達するまでに 申告してください。

※所得税の確定申告をする方は、税務署への提出が市区町村への提出とみなされます。

説明会の開催

副

百

給与収入のみの方で、確定申告をしない方を対象に説明会を開催します。なお、申告 書に同封した書き方例を見ながら作成可能な場合は、参加の必要はありません。

■日時/2月9日(土) 午後7時~(約1時間程度)

■場所/松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ

詳しい制度内容等については、町のホームページ(http://www.town.matsubushi.lg.jp 「生活便利帳 | → 「税金」 → 「税源移譲に伴う経過措置について」)を参考にしてください。また、不明な点につい ては、税務課町民税担当までお問合せください。

2. 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年から税源移譲により、所得税及び町県民税が大きく変わっています。原則は税負担が変わ らないように措置されていますが、平成18年には所得税がかかったが、休職や退職等により平成19年 は所得税が全くかからなくなってしまった場合には、平成19年度分の町県民税から、税源移譲により 増額された町県民税分を還付することになります。ただし、この措置は平成19年度分の町県民税のみ の適用となります。

松伏町では、対象者となる方に申告書(平成19年度分町民税・県民税減額申告書)を 送付します。発送は、平成20年6月下旬を予定しています。 7月になっても届かな い方はご連絡ください。

申告期限 7月1日(火)~7月31日(木)まで

平成19年1月1日現在の住所地の市区町村(平成19年度の住民税のかかった市区町 村)に提出することになります。必ずしも松伏町へ申告するとは限りませんのでご 注意ください。